



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 72 2011年01月11日

モンテネグロにおける新商標法（2010年12月16日施行）：
セルビア登録の再登録義務

モンテネグロにおいて2010年12月16日付けで新商標法が施行されました。セルビアにおいて有効な登録をモンテネグロでもその効力を維持する場合は1年以内に再登録をしなければなりません。

2006年6月にセルビア・モンテネグロは、セルビアを継承国としてセルビア共和国とモンテネグロ共和国に分割されました。

モンテネグロ共和国は2008年5月28日に知的財産局を開設し、2008年5月28日までにセルビアで登録された知的財産権は次の更新期限が到来するまで自動的にモンテネグロに及ぶものとしていましたが、モンテネグロ新商標法の下では2008年5月28日前にセルビアで登録された商標は新商標法の施行日から1年以内（2011年12月16日まで）にモンテネグロにおいて再登録の手続きをしなければなりません。

これは2008年5月28日から2010年12月16日までにモンテネグロにおいて申請された商標には適用されず、それらの商標は特に何らの手続きも必要なく登録を待つこととなります。

再登録申請に必要な書類及び費用等の詳細についてまだ決定されていませんが、本件については進展があり次第お知らせします。

（情報提供：RISTIC & MALESEVIC PATENTBUREAU）